第二十六期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一一八、五九八
固定資産	三、八八一、五三七
有形固定資産	三、七四〇、一六五
無形固定資産	一四一、三七一
合計	四、〇〇〇、一三五

負債及び資本の部

流動負債	四三、一五六
固定負債	四、六六一、七五四
株主資本	△七〇四、七七四
資本金	二五〇、〇〇〇
利益剰余金	△九五四、七七四
その他利益剰余金	△九五四、七七四
（うち当期純利益）	（二六九）
合計	四、〇〇〇、一三五

（注）一、有形固定資産の減価償却累計額

一、九二二、九五八

二、一株当たり当期純利益

五四円

平成二十四年八月二日

岡山県玉野市滝一六四〇番地の一

玉野レクリエーション総合開発株式会社

代表取締役社長　三井　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市日吉町二丁目四三三番地、最後の住所群馬県前橋市日吉町二丁目二〇番地二　被相続人　亡　宮下　通安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

事務所群馬県前橋市高井町一丁目二三番地一一ＭＹビル二階

相続財産管理人　後藤　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区永福二丁目七番、最後の住所東京都練馬区豊玉上一丁目二番一〇号西村ハイツ四〇一号　被相続人　亡　池田　敏春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区余丁町四〇番地、最後の住所東京都杉並区和泉四丁目四四番二三号　被相続人　亡　野口田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区南烏山四丁目五九四番地、最後の住所東京都八王子市上柚木一五五〇番地多摩シルバーハウス　被相続人　亡　鈴木惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区新橋四丁目四六番地四、最後の住所東京都豊島区高松二丁目一八番二号　被相続人　亡　鈴木　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

事務所東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区諏訪三丁目一一〇番地、最後の住所川崎市高津区諏訪三丁目一二番二八号　被相続人　亡　鈴木美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　坂本・池田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地六、最後の住所横浜市南区六ツ川一丁目二四六番地一一　橋見方　被相続人　亡　山本アイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七　フォーラスプラザ二〇三号室　相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区元町五丁目二一三番地、最後の住所横浜市中区本牧町二丁目三三七番地　被相続人　亡　岡崎　武子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

横浜市西区平沼一丁目四〇番二五―一〇〇六号　相続財産管理人　伊藤　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市福田一五〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大石　國夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

静岡県浜松市中区池町二二一番地の五　大石康智法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所愛知県豊田市挙母町四丁目八六番地　被相続人　亡　金　富連

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

名古屋市中区丸の内一丁目八番二三号第七ＫＴビル二Ｂ　相続財産管理人　弁護士　櫻井　博太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字内海字林之峰七六番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

愛知県大府市江端町三丁目一四三番地ＭＡＰビルＪ二〇一　相続財産管理人　栗田　友紀